

◇番号：201902

◇研究機関名	立教大学	◇不正の種別	カラ謝金、旅費の虚偽請求
◇不正が行われた年度	平成 27～30 年度	◇最終報告書提出日	令和元年 6 月 28 日
◇不正に支出された研究費の額	906,810 円	◇不正に関与した研究者数	1 名

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

平成 30 年 12 月 7 日、立教大学研究活動行動規範マネジメント委員会（以下、「マネジメント委員会」という。）に対し、本学理学部から研究費の不正使用に関する通報があり発覚した。

【調査に至った経緯等】

「立教大学研究活動における不正行為への対応に関する規程」に基づき予備調査委員会を設置、調査の結果、研究費の不正使用に該当する行為があったとの疑義に合理性があり、予備調査結果の報告を受けたマネジメント委員会は、調査委員会による調査が必要であると判断のもと、最高管理責任者である総長に報告し、調査の実施を決定した。

◇調査

【調査体制】

マネジメント委員会は、同委員会内に調査委員会（学内委員 2 名、学外委員 2 名（弁護士・公認会計士）を設置し調査を実施した。

【調査内容】

・調査期間

平成 31 年 1 月 16 日～令和元年年 6 月 26 日

・調査対象

対象者：通報により不正使用が疑われた教員及び調査協力者（研究費を財源に雇用されていた教員、ポスト・ドクトラルフェロー（PD）、アルバイト、調査対象者の研究費で旅費を支出した者）

対象経費：2011 年度～2018 年度における当該教員に係るすべての研究費のすべての費目

・調査方法

調査対象者および調査協力者に対する聞き取り調査、調査協力者に対する書面調査、関係書類の書面調査。

◇調査結果

【不正の種別】

（不正使用）

架空請求（カラ謝金）、旅費の虚偽請求（申請者とは別の研究者等が出張及び用務目的を偽り旅費を請求）

（不適切な行為）

還流行為（カラ謝金により得た金員の徴収）

【不正の具体的な内容】

・動機、背景

当該教員は、学部学生を出張させるために、PD や大学院学生等、通常研究費で出張できる人物に出張申

請をさせ、それにより入手した乗車券等を学部学生に渡して出張させること（虚偽の申請により申請者以外の者が出張している）を企図したものである。立教大学においては、学部学生の研究費による出張等は原則として認められておらず、出張が必要な場合はその理由を明確に記載した理由書を提出し、関係者の決裁を経て認められることとなっているが、正規の手続きを踏まなかった理由は不明である。

また、学部学生ではない当該教員の子息についても、同様の手法により旅費を支出していたが、当該教員自身もなぜこのようなことをしてしまったか分からないと述べているため、動機は不明である。

謝金等については、無給状態にあった研究員の給与並びに通常では研究費での支出が認められない学部学生等の旅費を捻出するために企図したものである。

・手法
（旅費）

大学院学生、PD等に虚偽の出張申請をさせ、それにより立教大学指定の旅行業者から発券させた乗車券等を、学部学生等に渡し、申請者本人でない者を出張させ、出張申請者本人には自宅待機を指示するなどして、隠ぺいを図っていた。また、宿泊費の領収書の理由書についても、宿泊していない者が確かに宿泊した旨を記載して提出するという虚偽の申請を行っていた。当該教員自身も出張目的を偽り、研究費での支出が認められない旅費を受け取っていた。

（謝金）

アルバイト代を当初から他の目的に使用する意図をもって自ら虚偽のアルバイトの使用申請を提出し、一方で被雇用者の学生には具体的な用務を指示せず、あるいはアルバイトで雇用したという事実も伝えず、月末に出勤簿の入力のみを指示した。そして、給与をそのまま当該被雇用者の預金口座に振り込ませ、当該被雇用者から現金または振込みにて、他の目的（他の研究者または学部学生の旅費、無給の研究員の給与）等に充てていた。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	658,280円	平成30年度	1名
戦略的創造研究推進事業 AMED-CREST	28,240円	平成29年度	1名
大学運営資金	220,290円	平成27～28年度	1名
計	906,810円		1名（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

・私的流用の有無

科学研究費助成事業における虚偽の申請による出張において、出張目的を偽り、個人的な知人の「偲ぶ会」に参加したこと、また、その会に当該教員の子息を同行させており、当該出張についての2名分の旅費については、私的流用があったものと判断した。それ以外の旅費及び謝金については、学部学生、未着任のPDの学会への旅費や、研究員の給与に使用しており、私的流用はなかったものと判断した。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

当該教員が、事実自体は認めていること、また、調査協力者へのヒアリングから、旅費に関する不正使用の指示があったこと、カラ謝金に関する指示があったこと等が明らかとなり、かつ、カラ謝金については、その指示のメールや送金を確認できる通帳の写し等、具体的な証拠も確認され、書面調査等も含めた調査全体を総合し、調査委員会としては、当該教員が意図的に行ったことが判断できることから、不正使用及び不適切な行為があったと認定した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

<当該教員の倫理観の欠如>

当該教員は、マネジメント委員会の委員を務めており、かつ、立教大学が受講を義務付けたコンプライアンス及び研究倫理教育を受講・修了しているほか、全教員に提出を求めている誓約書も提出している。にもかかわらず、今回のような研究費の不正使用及び不適切な行為を行った背景には、当該教員の研究倫理及び行動規範遵守の意識の欠如があった。

<研究室の閉鎖性>

当該教員の研究室は、他の研究室との交流もほとんどなく、閉鎖的な状態にあった。その中で、研究指導をする当該教員とそれを受ける学生という関係性において、指導する教員の指示が強い拘束力を有し、学生が「それはおかしい」と疑問に思い、その指示を拒否するという雰囲気が生じにくくなっており、研究室内に当該教員に対して異を唱えられない雰囲気が醸成されていた。それが不正使用及び不適切な行為を企てるに至った素地となっていた。

<制度運用面の問題>

出張旅費の精算においては、交通費・宿泊費の領収書や半券、学会参加費の領収書等、精算に必要な書類を提出させ、それをもって用務先に行ったことを確認していたが、学会参加証等の用務実態を確認できる書類は提出させていなかったため、用務実態の確認は行われていなかった。また、業者への請求書払いによる国内出張（領収書の伴わない乗車券等の執行）においては、請求書払いは研究者を介在しないことで、立替払いより不正が生じない方法であると捉えていたため、用務先に行ったこと、用務実態を確認できる書類は提出させていなかった。

また、謝金等に関しては、リサーチ・イニシアティブセンターから被雇用者に不正防止に関する資料を配付し、口頭では「不正に関与しないよう」説明を行っていた。しかし、全ての対象者には説明ができなかった等、未だ十分な体制ではなかった。さらに、勤務実態の確認についても、雇用者である教員が出勤簿の承認を行い、事務局である人事課がその出勤簿を確認することになっているが、人事課は、入力内容について不備等がないかを確認するに止まり、それ以上の確認を行う体制ではなかった。

なお、当該教員が学部事務に当該PDの印鑑を預けていたことも、当該教員による不正使用を容易にした要因の一つとなっている。

【再発防止策】

コンプライアンス教育及び研究倫理教育の徹底

対象者全員に改めて研究倫理教育を行う。加えて、不正防止計画推進本部会議事務局からも未受講者に対して、受講を促し、修了率の向上を図る。さらに、今回起きた事例も含む不正事例を記載した文書を作成し、研究者に対して周知する。また、大学院学生に対し各研究科が実施している研究倫理教育に加え、学部学生全員に対しても、オリエンテーションの機会に研究倫理教育を実施する。

通報・相談窓口の周知

リサーチ・イニシアティブセンターのホームページに掲載されている通報・相談窓口の案内を、より一層注意を引きやすいところに掲載し、通報・相談者が利用しやすい（不正に至る前に相談できる）ように改善する。

出張報告書等の提出

出張において、用務遂行の事実確認等のために、用務遂行の確認のための書類の提出を求めるとともに、「出張報告書」の提出を義務づけ、出張申請時の計画通りに出張が行われたか否かを書かせることにより、出張者の意識の改善を図り、事後検証によるチェックを容易にする。

アルバイト及びリサーチ・アシスタント(以下、「RA」という。)の雇用について

現在、リサーチ・イニシアティブセンターにおいて、被雇用者に対し不正防止に関する文書を手渡し、注意喚起等の説明を口頭にて行っているが、これをさらに強化し、以下のことを行う。

- ・不正防止に関する文書を改訂し、今回起きた事例や相談・通報窓口の説明なども記載して、同文書を充実させる。
- ・「確かに説明を受け、不正には関与しない」旨の書面を作成し、説明を受けたアルバイト、RA等に署名を求める。リサーチ・イニシアティブセンターに来室しない被雇用者に対しては、定期的にメール等にて督促を行い、来室を促した上、説明を実施する。また、説明を受けない被雇用者の勤務は認めない運用とする。
- ・以上の具体策は、公的研究費以外の全ての研究費による雇用についてもその対象とする。

勤務実態の確認

研究費を財源として雇用されるアルバイト、RA等について、人事課において出勤簿をとりまとめることで勤務状況を確認していたが、それに加えて、事務局が勤務実態を確認するために、毎月リサーチ・イニシアティブセンターが対象者を無作為抽出し、人事課が抜き打ち的に、研究室に赴く、または電話をする等を行うこととする。

印鑑の預かりの禁止の徹底

本件事案と同様に印鑑を預かっていることが判明した場合には、学内規程に沿って処分の対象となることを、改めて周知・徹底する。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

当該教員を「学校法人立教学院就業規則第 28 条第 5 項」により、令和元年 10 月 31 日付けで「懲戒処分 論旨解雇」とした。

・本件の公表状況

2019 年 7 月 25 日立教大学ホームページに公表（氏名公表あり）